

議題 2（委員会決裁事項（規則第 3 条第 1 号））

平成28年度大阪府公立学校入学者選抜方針等について

平成28年度大阪府公立高等学校入学者選抜方針、平成28年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜方針及び平成28年度大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校・支援学校高等部及び幼稚部入学者決定方針を別紙のとおり決定する。

平成27年 1 月 21 日

大阪府教育委員会

# 平成28年度大阪府公立高等学校入学者選抜方針

大阪府公立高等学校（以下「高等学校」という。）の入学者選抜は、以下の方針に基づいて、各高等学校長が行う。

## 第1 全般的な事項

### I 入学者選抜の種類

入学者選抜の種類は、特別入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、一般入学者選抜、二次入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜、秋季入学者選抜とする。

### II 応募資格

高等学校入学者選抜に志願することのできる者は、法令に定められた入学資格を有する者のうち次の者とする。

- 1 全日制の課程（クリエイティブスクールにおける全日制の課程を含む。以下同じ。）の入学者選抜、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制の入学者選抜に志願することのできる者は、原則として、本人及びその保護者の住所が大阪府内にある者とする。

（注）住所とは、住民票に記載されている居所をいう。以下同じ。

- 2 多部制単位制Ⅲ部（クリエイティブスクール）、定時制の課程（クリエイティブスクールにおける定時制の課程を含む。以下同じ。）及び通信制の課程の入学者選抜に志願することのできる者は、原則として、本人の住所若しくは勤務先が大阪府内にある者又は本人の勤務先が大阪府内になることが確定している者とする。

### III 学力検査等

- 1 学力検査及び実技検査等の問題は、大阪府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）が作成する。
- 2 学力検査の問題は、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主眼として、国語、社会、数学、理科、英語について作成する。なお、実施する学力検査は、選抜の種類によって異なる。また、英語の学力検査にはリスニングテストを含み、秋季入学者選抜における基礎学力診断検査の英語分野にはリスニングテストを含まない。
- 3 学力検査及び実技検査等は、各高等学校長が当該高等学校において行う。

### IV 提出書類

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校（以下「中学校」という。）の校長（以下「中学校長」という。）は、原則として、調査書及び成績一覧表を提出するものとする。
- 2 志願者は、出願時に自己申告書を提出するものとする。ただし、中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜に志願する者を除く。

## V 募集人員・通学区域

- 1 各高等学校の募集人員は、高等学校を設置する教育委員会の決定を踏まえ、府教育委員会が別に定める\*。なお、秋季入学者選抜における高等学校の募集人員は、若干名とする。

\* 高等学校を設置する教育委員会の決定を踏まえ、府教育委員会が別に定める場合は、以下「府教育委員会が別に定める」という。

- 2 通学区域に関し必要な事項は、高等学校を設置する教育委員会が別に定める。

## VI その他

- 1 この方針で定めるもののほか、入学者選抜の実施に関し必要な事項は、府教育委員会が別に定める。

## 第2 各入学者選抜の具体的事項

### I 特別入学者選抜

特別入学者選抜を実施する課程等は、全日制の課程専門学科（工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、プロダクトデザイン科、映像デザイン科、ビジュアルデザイン科及びデザインシステム科）、美術科、体育に関する学科、芸能文化科、演劇科、音楽科及び総合造形科）、全日制の課程総合学科（デュアル総合学科及びエンパワメントスクール）、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制とする。

- 1 全日制の課程専門学科（工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、プロダクトデザイン科、映像デザイン科、ビジュアルデザイン科及びデザインシステム科）、美術科、体育に関する学科、芸能文化科、演劇科、音楽科及び総合造形科）

#### (1) 学力検査等

- 学力検査及び実技検査を実施する。
- 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
- 実技検査の内容を次のとおりとする。

学 科 名	実技検査の内容
工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、プロダクトデザイン科、映像デザイン科、ビジュアルデザイン科及びデザインシステム科）、美術科及び総合造形科	美術に関する基礎的な描写力及び総合的な表現力
体育に関する学科	運動に関する基礎的な能力及び希望する検査種目における技能
芸能文化科	芸能文化に関する基礎的な表現力及び探究力
演劇科	演技に関する基礎的な表現力
音楽科	音楽に関する基礎的な視唱力・聴取力及び希望する専攻実技における表現力

#### (2) 選抜資料

- 調査書、学力検査の成績、実技検査の成績及び自己申告書を選抜の資料とする。

### (3) 選抜方法

ア 学力検査の成績及び調査書中の必修の全教科の評定により算出した点数に、実技検査の成績を加えた総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

イ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

(ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。

(イ) 調査書中の各教科の評定に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、府教育委員会が別に定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(エ) (ウ)で算出した点数に、実技検査の成績を加え、総合点とする。

### (4) 出願、学力検査、実技検査及び合格者発表の期日

- 工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、プロダクトデザイン科、映像デザイン科、ビジュアルデザイン科及びデザインシステム科）、美術科、体育に関する学科、芸能文化科、演劇科及び総合造形科

出 願	学 力 検 査	実 技 検 査	合格者発表
2月15日(月)及び 2月16日(火)	2月22日(月)	2月23日(火)	3月1日(火)

- 音楽科

出 願	視唱、専攻実技	学力検査、聴音	合格者発表
2月2日(火)及び 2月3日(水)	2月14日(日)	2月22日(月)	3月1日(火)

## 2 全日制の課程総合学科（デュアル総合学科及びエンパワメントスクール）

### (1) 学力検査等

- 学力検査及び面接を実施する。
- 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

### (2) 選抜資料

- 調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。

### (3) 選抜方法

ア 選抜の第一手順として、学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接の評価、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として選抜を行う。なお、第一手順によるそれぞれの資料の評価の比率及び募集人員に対する合格者の割合については、府教育委員会が別に定める。

イ 選抜の第二手順として、第一手順における合格者を除いた者の中から、学力検査の成績及び調査書中の必修の全教科の評定により算出した総合点により選抜を行う。

ウ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

(ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。

(イ) 調査書中の各教科の評定に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計す

る。

- (ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、府教育委員会が別に定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査、面接及び合格者発表の期日

出 願	学 力 検 査	面 接	合格者発表
2月15日(月)及び 2月16日(火)	2月22日(月)	2月23日(火)	3月1日(火)

### 3 多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制

#### 3-1 平成28年3月に中学校を卒業若しくは修了（以下「卒業」という。）見込みの者

(1) 学力検査等

- ・ 学力検査及び面接を実施する。
- ・ 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

(2) 選抜資料

- ・ 調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。

(3) 選抜方法

ア 選抜の第一手順として、学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接の評価、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として選抜を行う。なお、第一手順によるそれぞれの資料の評価の比率及び募集人員に対する合格者の割合については、府教育委員会が別に定める。

イ 選抜の第二手順として、第一手順における合格者を除いた者の中から、学力検査の成績及び調査書中の必修の全教科の評定により算出した総合点により選抜を行う。

ウ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

- (ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。
- (イ) 調査書中の各教科の評定に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。
- (ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、府教育委員会が別に定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査、面接及び合格者発表の期日

出 願	学 力 検 査	面 接	合格者発表
2月15日(月)及び 2月16日(火)	2月22日(月)	2月23日(火)	3月1日(火)

#### 3-2 中学校を卒業した者（過年度卒業生）

(1) 上記3-1による選抜と「調査書を要しない選抜」のどちらかを選択することができる。

(2) 「調査書を要しない選抜」は、次のとおり行うものとする。

- ア 学力検査等については、上記3-1(1)に準ずる。
- イ 中学校長からの調査書及び成績一覧表の提出は不要とする。

- ウ 学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。
- エ 選抜方法は、府教育委員会が別に定める。
- オ 出願、学力検査、面接及び合格者発表の期日については、上記3-1(4)に準ずる。

## II 海外から帰国した生徒の入学者選抜

海外から帰国した生徒の入学者選抜を実施する学科は、英語科、国際教養科、国際文化科、グローバル科及び総合科学科とする。

- 1 志願できる者
  - ・ 原則として、外国において継続して2年以上在留し、帰国後2年以内の者とする。
- 2 学力検査等
  - ・ 学力検査及び面接を実施する。
  - ・ 学力検査は、数学及び英語とする。
- 3 選抜資料等
  - ・ 中学校長からの調査書及び成績一覧表の提出は不要とする。
  - ・ 学力検査の成績及び面接の評価を選抜の資料とする。
  - ・ 自己申告書を面接の参考資料とする。
- 4 出願、学力検査等及び合格者発表の期日

出 願	学力検査、面接	合 格 者 発 表
2月15日(月)及び 2月16日(火)	2月22日(月)	3月1日(火)

## III 中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜

中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜を実施する高等学校は、高等学校を設置する教育委員会が別に定める。

- 1 志願できる者
  - ・ 原則として、中国等から帰国した者又は外国籍を有する者で小学校第4学年以上の学年に編入学した者とする。
- 2 学力検査等
  - ・ 学力検査及び作文を実施する。
  - ・ 学力検査は、数学及び英語とする。
  - ・ 作文は、外国語による記述も可とする。
- 3 選抜資料等
  - ・ 中学校長からの調査書及び成績一覧表の提出は不要とする。
  - ・ 学力検査の成績及び作文の評価を選抜の資料とする。
- 4 出願、学力検査等及び合格者発表の期日

出 願	学力検査、作文	合 格 者 発 表
2月15日(月)及び 2月16日(火)	2月22日(月)	3月1日(火)

#### IV 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜を実施する高等学校は、大阪府立柏原東高等学校及び大阪府立能勢高等学校とする。

##### 1 志願できる者

- 大阪府立柏原東高等学校を志願できる者は、中学校第3学年当初から柏原市立柏原中学校、同市立堅上中学校、同市立国分中学校、同市立堅下北中学校、同市立堅下南中学校、同市立玉手中学校又は同市立桜坂中学校に引き続き在籍し、平成28年3月にこれらの中学校を卒業する見込みの者とする。
- 大阪府立能勢高等学校を志願できる者は、中学校第3学年当初から能勢町立西中学校又は同町立東中学校に引き続き在籍し、平成28年3月にこれらの中学校を卒業する見込みの者とする。

##### 2 学力検査等

- 学力検査を実施せず、小論文及び面接を実施する。

##### 3 選抜資料等

- 調査書、小論文の評価及び面接の評価を選抜の資料とする。
- 自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を面接の参考資料とする。

##### 4 出願、小論文等及び合格者発表の期日

出 願	小論文、面接	合 格 者 発 表
2月15日(月)及び 2月16日(火)	2月22日(月)	3月1日(火)

#### V 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜

知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜を実施する高等学校は、高等学校を設置する教育委員会が別に定める。

##### 1 志願できる者

- 次の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 平成28年3月に大阪府内の中学校を卒業する見込みの者
  - (2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいと判定を受けた者
  - (3) 自主的な通学が可能である者。

##### 2 学力検査等

- 学力検査を実施せず、面接を実施する。

##### 3 選抜資料等

- 中学校長が提出する書類は、調査書及び推薦書とする。
- 調査書、推薦書及び面接の評価を選抜の資料とする。
- 自己申告書を面接の参考資料とする。

##### 4 出願、面接及び合格者発表の期日

出 願	面 接	合 格 者 発 表
2月15日(月)及び 2月16日(火)	2月18日(木)、2月19日(金)、 2月22日(月)、2月23日(火)のうち一日	3月1日(火)

## 5 その他

- 本コースは、高等学校において知的障がいのある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する制度である。
- 本入学者選抜の合格者で、平成28年度大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校・支援学校高等部入学者決定に出願している者は、その受験資格を失う。

## VI 一般入学者選抜

一般入学者選抜を実施する課程等は、全日制の課程普通科（総合選択制及び単位制高等学校を含む。）、全日制の課程専門学科（商業に関する学科、グローバルビジネス科、農業に関する学科、工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、プロダクトデザイン科、映像デザイン科、ビジュアルデザイン科及びデザインシステム科を除く。）、情報科学科、英語科、国際教養科、国際文化科、グローバル科、国語科、理数科、総合科学科、サイエンス創造科、文理学科、福祉ボランティア科及び食物文化科）、全日制の課程総合学科（クリエイティブスクールを含み、デュアル総合学科及びエンパワメントスクールを除く。）、定時制の課程、多部制単位制Ⅲ部（クリエイティブスクール）及び通信制の課程とする。

平成28年度特別入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、大阪府立大学工業高等専門学校における入学者選抜及び大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜の合格者は、一般入学者選抜に出願することができない。

1 全日制の課程普通科（総合選択制を含み、単位制高等学校を除く。）、全日制の課程専門学科（商業に関する学科、グローバルビジネス科、農業に関する学科、工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、プロダクトデザイン科、映像デザイン科、ビジュアルデザイン科及びデザインシステム科を除く。）、情報科学科、英語科、国際教養科、国際文化科、グローバル科、国語科、理数科、総合科学科、サイエンス創造科、文理学科、福祉ボランティア科及び食物文化科）及び全日制の課程総合学科（デュアル総合学科、エンパワメントスクール及びクリエイティブスクールを除く。）

### (1) 学力検査等

- 学力検査を実施する。
- 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

### (2) 選抜資料

- 調査書、学力検査の成績及び自己申告書を選抜の資料とする。

### (3) 選抜方法

ア 学力検査の成績及び調査書中の必修の全教科の評定により算出した総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

イ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

(ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。

(イ) 調査書中の各教科の評定に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、府教育委員会が別に定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査及び合格者発表の期日

出 願	学 力 検 査	合 格 者 発 表
3月3日(木)、3月4日(金) 及び3月7日(月)	3月10日(木)	3月18日(金)

2 全日制の課程普通科単位制高等学校及び全日制の課程総合学科（クリエイティブスクール）

2-1 平成28年3月に中学校を卒業見込みの者

(1) 学力検査等

- ・ 学力検査を実施する。
- ・ 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

(2) 選抜資料

- ・ 調査書及び学力検査の成績、自己申告書を選抜の資料とする。

(3) 選抜方法

ア 学力検査の成績及び調査書中の必修の全教科の評定により算出した総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

イ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

- (ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。
- (イ) 調査書中の各教科の評定に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。
- (ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、府教育委員会が別に定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査及び合格者発表の期日

出 願	学 力 検 査	合 格 者 発 表
3月3日(木)、3月4日(金) 及び3月7日(月)	3月10日(木)	3月18日(金)

2-2 中学校を卒業した者（過年度卒業生）

(1) 上記2-1による選抜と「調査書を要しない選抜」のどちらかを選択することができる。

(2) 「調査書を要しない選抜」は、次のとおり行うものとする。

- ア 学力検査等については、上記2-1(1)に示す学力検査に加え、面接を実施する。
- イ 中学校長からの調査書及び成績一覧表の提出は不要とする。
- ウ 学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。
- エ 選抜方法は、府教育委員会が別に定める。
- オ 出願、学力検査等及び合格者発表の期日については、上記2-1(4)に準ずる。

### 3 多部制単位制Ⅲ部（クリエイティブスクール）及び定時制の課程

#### 3-1 満21歳未満の者（平成7年4月2日以降に生まれた者）

##### (1) 学力検査等

- ・ 学力検査を実施する。
- ・ 学力検査は、国語、数学及び英語とする。

##### (2) 選抜資料

- ・ 調査書及び学力検査の成績、自己申告書を選抜の資料とする。

##### (3) 選抜方法

ア 学力検査の成績及び調査書中の必修の全教科の評定により算出した総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

イ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

(ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。

(イ) 調査書中の各教科の評定に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、府教育委員会が別に定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

##### (4) 出願、学力検査及び合格者発表の期日

出 願	学 力 検 査	合 格 者 発 表
3月3日(木)、3月4日(金) 及び3月7日(月)	3月10日(木)	3月18日(金)

#### 3-2 満21歳以上の者（平成7年4月1日までに生まれた者）

(1) 学力検査等については、上記3-1(1)に示す学力検査に加え、面接を実施する。

(2) 中学校長からの調査書及び成績一覧表の提出は不要とする。

(3) 学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。

(4) 志願者の希望により、学力検査を小論文に代えることができる。この場合、小論文の評価、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。

(5) 選抜方法については、府教育委員会が別に定める。

(6) 出願、学力検査等及び合格者発表の期日については、上記3-1(4)に準ずる。

### 4 通信制の課程

#### 4-1 満21歳未満の者（平成7年4月2日以降に生まれた者）

##### (1) 学力検査等

- ・ 学力検査を実施せず、面接を実施する。

##### (2) 選抜資料等

- ・ 調査書及び面接の評価を選抜の資料とする。
- ・ 自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を面接の参考資料とする。

(3) 出願、面接及び合格者発表の期日

出 願	面 接	合 格 者 発 表
3月4日(金)、3月6日(日) 及び3月7日(月)	3月11日(金)、3月13日(日) 3月14日(月)のうち一日	3月18日(金)

4-2 満21歳以上の者（平成7年4月1日までに生まれた者）

- (1) 学力検査等については、上記4-1(1)に準ずる。
- (2) 中学校長からの調査書及び成績一覧表の提出は不要とする。
- (3) 面接の評価を選抜の資料とし、自己申告書を面接の参考資料とする。
- (4) 出願、面接及び合格者発表の期日は、上記4-1(3)に準ずる。

## Ⅶ 二次入学者選抜

二次入学者選抜は、平成28年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施校のうち、特別入学者選抜及び一般入学者選抜を実施する学科等において、合格者数が募集人員に満たない場合において実施する。

1 志願できる者

- 次の(1)～(3)のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 本入学者選抜出願時に国公私立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者
  - (2) 中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者
  - (3) 併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者

2 学力検査等

- 学力検査を実施せず、面接を実施する。

3 選抜資料等

- 中学校長が提出する書類は、調査書とする。
- 調査書及び面接の評価を選抜の資料とする。
- 自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を面接の参考資料とする。

4 出願、面接及び合格者発表の期日

出 願	面 接	合 格 者 発 表
3月23日(水)	3月23日(水)	3月25日(金)

## Ⅷ 知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜

知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜のうち合格者数が募集人員に満たない高等学校にあつては、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜を実施する。

1 志願できる者

- 上記「Ⅶ 二次入学者選抜」における「1 志願できる者」のうち、次の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成28年3月に大阪府内の中学校を卒業する見込みの者
- (2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいがあると判定を受けた者
- (3) 自主的な通学が可能である者

2 学力検査等

- 学力検査を実施せず、面接を実施する。

3 選抜資料等

- 中学校長が提出する書類は、調査書及び推薦書とする。
- 調査書、推薦書及び面接の評価を選抜の資料とする。
- 自己申告書を面接の参考資料とする。

4 出願、面接及び合格者発表の期日

出 願	面 接	合 格 者 発 表
3月23日(水)	3月23日(水)	3月25日(金)

5 その他

- 本コースは、高等学校において知的障がいのある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する制度である。

## Ⅸ 秋季入学者選抜

秋季入学者選抜は、府立桃谷高等学校（多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部並びにⅢ部（クリエイティブスクール））において実施する。

1 満21歳未満の者（平成8年4月2日以降に生まれた者）

(1) 学力検査等

- 基礎学力診断検査及び面接を実施する。

(2) 選抜資料等

- 中学校長からの調査書及び成績一覧表の提出は不要とする。
- 基礎学力診断検査の成績及び面接の評価を選抜の資料とする。
- 自己申告書を面接の参考資料とする。

(3) 出願、基礎学力診断検査等及び合格者発表の期日

出 願	基礎学力診断検査 面 接	合 格 者 発 表
平成28年 9月12日(月)	平成28年 9月15日(木)	平成28年 9月21日(水)

2 満21歳以上の者（平成8年4月1日までに生まれた者）

- (1) 学力検査等及び選抜資料等については、上記1(1)及び(2)に準ずる。
- (2) 志願者の希望により、基礎学力診断検査を小論文に代えることができる。
- (3) (2)の場合、小論文の評価及び面接の評価を選抜の資料とする。
- (4) 出願、基礎学力診断検査等及び合格者発表の期日については、上記1(3)に準ずる。

## 平成28年度大阪府公立高等学校入学者選抜 日程表

## 高等学校

		選抜の種類	出願期間	学力検査等	合格者発表
特別入学者選抜	全日制	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業に関する学科 (建築デザイン科・インテリアデザイン科・プロダクトデザイン科・映像デザイン科・ビジュアルデザイン科・デザインシステム科)</li> <li>美術科 ・ 体育に関する学科 ・ 芸能文化科</li> <li>演劇科 ・ 総合造形科</li> </ul>	2月15日(月) 及び 2月16日(火)	学力検査 2月22日(月) 実技検査 2月23日(火)	3月1日(火)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>音楽科</li> </ul>	2月2日(火) 及び 2月3日(水)	視唱、専攻実技 2月14日(日) 学力検査、聴音 2月22日(月)	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>デュアル総合学科</li> <li>総合学科(エンパワメントスクール)</li> </ul>	2月15日(月) 及び 2月16日(火)	学力検査 2月22日(月) 面接 2月23日(火)	
	多部制単位制Ⅰ部・Ⅱ部(クリエイティブスクール)				
	昼夜間単位制				
		海外から帰国した生徒の入学者選抜		学力検査、面接 2月22日(月)	
		中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜		学力検査、作文 2月22日(月)	
		連携型中高一貫教育に係る入学者選抜	2月15日(月) 及び 2月16日(火)	小論文、面接 2月22日(月)	
		知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜		面接 2月18日(木)、19日(金)、 22日(月)、23日(火)の うち一日	
一般入学者選抜	全日制	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通科(総合選択制及び単位制高等学校を含む。)</li> <li>商業に関する学科 ・ グローバルビジネス科</li> <li>農業に関する学科</li> <li>工業に関する学科(特別選抜実施学科を除く。)</li> <li>情報科学科 ・ 英語科 ・ 国際教養科</li> <li>国際文化科 ・ グローバル科 ・ 国語科 ・ 理数科</li> <li>総合科学科 ・ サイエンス創造科 ・ 文理学科</li> <li>福祉ボランティア科 ・ 食物文化科</li> <li>総合学科(クリエイティブスクールを含み、デュアル総合学科及びエンパワメントスクールを除く。)</li> </ul>	3月3日(木) 3月4日(金) 及び 3月7日(月)	学力検査等 3月10日(木)	3月18日(金)
		多部制単位制Ⅲ部(クリエイティブスクール) 定時制の課程			
	通信制の課程	3月4日(金) 3月6日(日) 及び 3月7日(月)	面接 3月11日(金)、13日(日)、 14日(月)のうち一日		
		二次入学者選抜(実施校がある場合)		面接	
		知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜 (実施校がある場合)	3月23日(水)	3月23日(水)	3月25日(金)
		秋季入学者選抜	9月12日(月)	基礎学力診断検査等、面接 9月15日(木)	9月21日(水)

# 平成 28 年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科 入学者選抜方針

大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜は、以下の方針に基づいて、職業学科を設置する各高等支援学校長が行う。

## 第 1 全般的な事項

### I 入学者選抜の種類

入学者選抜の種類は、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜とする。

### II 募集人員

各知的障がい高等支援学校職業学科（本校）及び各共生推進教室の募集人員は、別に定める。

### III その他

この方針で定めるもののほか、入学者選抜の実施に関し必要な事項は、府教育委員会が別に定める。

## 第 2 各入学者選抜の具体的事項

### I 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜

就労を通じた社会的自立をめざす、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）の入学者選抜を実施する学校は、大阪府立たまがわ高等支援学校、大阪府立とりかい高等支援学校、大阪府立すながわ高等支援学校、大阪府立むらの高等支援学校及び大阪府立なにわ高等支援学校\*（以下「職業学科を設置する高等支援学校（本校）」という。）とする。

\*「大阪府立なにわ高等支援学校」について

「大阪市立学校設置条例」及び「大阪府立学校条例」の改正に伴い、大阪市立特別支援学校については、平成 28 年 4 月に大阪府に移管する。本方針では、大阪市立なにわ高等特別支援学校（平成 27 年度開校予定）について、大阪府立なにわ高等支援学校と表記する。

#### 1 志願できる者

職業学科を設置する高等支援学校（本校）への入学を志願することのできる者は、平成 28 年 3 月に中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校等」という。）を卒業する見込みの者のうち、次の(1)～(3)までのいずれにも該当する者とする。

(1) 本人及び保護者の住所（住民票に記載されている居所をいう。以下同じ。）が原則として以下の住所にある者

ア 大阪市を除く府内全域

大阪府立たまがわ高等支援学校、大阪府立とりかい高等支援学校、  
大阪府立すながわ高等支援学校、大阪府立むらの高等支援学校

## イ 大阪市全域

### 大阪府立なにわ高等支援学校

- (2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいがあると判定を受けた者
- (3) 自主的な通学が可能である者

## 2 選抜方法等

- (1) 入学者の選抜は、中学校等の校長が提出する調査書及び推薦書並びに入学のための検査及び面接（以下「検査等」という。）の結果を総合的に評価して、職業学科を設置する高等支援学校の校長（以下「支援学校長」という。）が行う。
- (2) 検査等は、支援学校長が当該学校において行う。

## 3 出願、検査等及び合格者発表の期日

出 願	面接・検査	合格者発表
2月15日（月）及び 2月16日（火）	面接 2月22日（月） 検査 2月23日（火）	3月1日（火）

## 4 併願等

- (1) 本入学者選抜に出願する者は、平成28年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち特別入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、大阪府立大学工業高等専門学校における入学者選抜並びに本入学者選抜方針のⅡ大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜への志願において、併願することができない。
- (2) 本入学者選抜の合格者は、平成28年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち一般入学者選抜及び二次入学者選抜に出願することができない。本入学者選抜の合格者で平成28年度大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校・支援学校高等部入学者決定に出願している者は、その受験資格を失う。

## 5 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜

本入学者選抜のうち合格者数が募集人員に満たない職業学科を設置する高等支援学校（本校）にあつては、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜を行う。補充入学者選抜の出願、検査等及び合格者発表の期日は、次のとおりとする。

出 願	面接・検査	合格者発表
3月23日（水）	3月23日（水）	3月25日（金）

## II 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜

大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜にかかる共生推進教室の入学者選抜を実施する設置校は別に定める。

### 1 志願できる者

共生推進教室を志願することのできる者は、平成 28 年 3 月に大阪府内の中学校等を卒業する見込みの者のうち、次の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本人及び保護者の住所が原則として大阪府内にある者
- (2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいと有すると判定を受けた者
- (3) 自主的な通学が可能である者

### 2 選抜方法等

- (1) 入学者の選抜は、中学校等の校長が提出する調査書及び推薦書並びに入学のための面接の評価を資料として、職業学科を設置する高等支援学校の校長が行う。
- (2) 面接は、職業学科を設置する高等支援学校の校長が当該学校において行う。ただし、職業学科を設置する高等支援学校の校長が指定する別の場所で行うことがある。

### 3 出願、面接及び合格者発表

出 願	面 接	合格者発表
2月15日(月)及び 2月16日(火)	2月22日(月)又は 2月23日(火)	3月1日(火)

### 4 併願等

- (1) 本入学者選抜に出願する者は、平成 28 年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち特別入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、大阪府立大学工業高等専門学校における入学者選抜並びに本入学者選抜方針の I 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科(本校)入学者選抜への志願において、併願することができない。
- (2) 本入学者選抜の合格者は、平成 28 年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち一般入学者選抜及び二次入学者選抜に出願することができない。本入学者選抜の合格者で平成 28 年度大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校・支援学校高等部入学者決定に出願している者は、その受験資格を失う。

## 5 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜

本入学者選抜のうち合格者数が募集人員に満たない共生推進教室にあつては、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜を行う。補充入学者選抜の出願、面接及び合格者発表の期日は、次のとおりとする。

出 願	面 接	合格者発表
3月23日(水)	3月23日(水)	3月25日(金)

### 共生推進教室について

職業学科を設置する高等支援学校と府立高等学校が連携し、知的障がいのある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する制度である。

## 平成 28 年度大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校・ 支援学校高等部及び幼稚部入学者決定方針

大阪府立視覚支援学校、大阪府立聴覚支援学校及び大阪府立支援学校\*（大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科を除く。）の高等部及び幼稚部入学者の決定は、以下の方針に基づいて、各支援学校長が行う。

\*平成 28 年 4 月に大阪府に移管する大阪市立特別支援学校を含む。

### 1 募集人員

大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校及び支援学校の高等部及び幼稚部の募集人員は別に定める。

なお、入学予定者数が募集人員に満たないときは、追加募集を行うことがある。

### 2 志願できる者

応募資格は、「大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校・支援学校高等部及び幼稚部入学者決定検査実施要項（以下「入学者決定実施要項」という。）により定める。

### 3 検査方法等

(1) 入学者の決定は、入学願書及び出身学校長が提出する書類並びに入学のための検査（以下「検査」という。）の結果を資料として行う。ただし、大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校の幼稚部の志願者は、出身学校長が提出する書類は不要とする。

(2) 検査は、当該学校において行う。

(3) 次に掲げる場合には、検査の一部又は全部を省略することがある。

ア 大阪府教育委員会が入学者決定実施要項で定める検査に準じた検査又は教育相談を当該校長が実施する場合

イ 当該学校の中学部から高等部に志願する場合

### 4 出願期間、検査及び入学予定者発表の期日

学校種別	学部及び学科	出願期間	検査	入学予定者発表
視覚支援学校	高等部専攻科	1月15日(金)から 1月22日(金)まで (土、日を除く)	2月6日 (土)	2月12日(金)
	高等部本科 幼稚部	1月29日(金)から 2月5日(金)まで (土、日を除く)	3月16日 (水)	3月22日(火)
聴覚支援学校	高等部専攻科			
	高等部本科 幼稚部			
支援学校	高等部			

\* 3 (3) に該当する場合の検査日程等は、入学者決定実施要項で定める。

### 5 併願等

(1) 本入学者決定検査に出願する者は、平成 28 年度大阪府公立高等学校特別入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、大阪府立大学工業高等専門学校における入学者選抜、大阪府立知的障がい高等支援学

校職業学科入学者選抜において、併願することができる。

- (2) 平成 28 年度大阪府公立高等学校特別入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、大阪府立大学工業高等専門学校における入学者選抜、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜の合格者は、本入学者決定の受験資格を失う。

## 6 その他

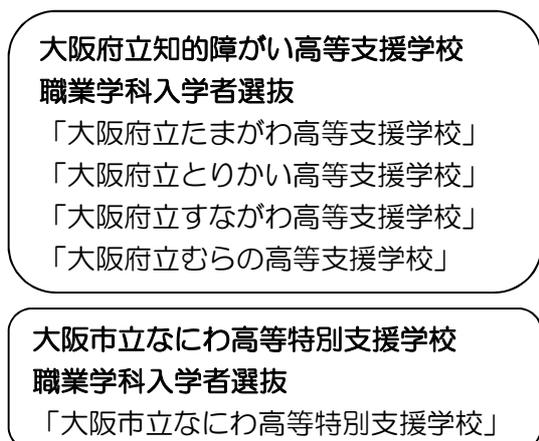
入学者の決定に関し必要な事項は、大阪府教育委員会が別に定める。

平成 28 年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者  
選抜及び平成 28 年度大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校・  
支援学校高等部及び幼稚部入学者決定検査の日程等について

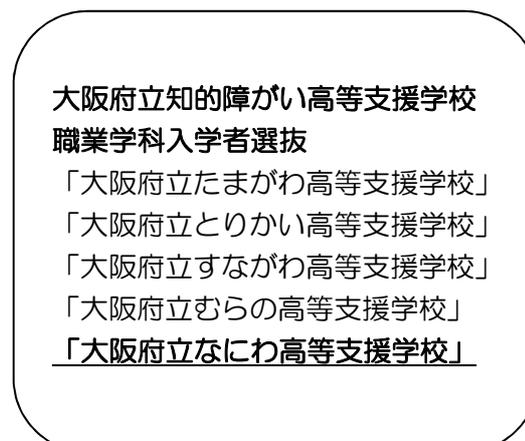
1 平成 28 年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜

(1) 選抜を行う高等支援学校が4校から5校へ

平成 27 年度



平成 28 年度



(2) 通学区域について

- ア 大阪市を除く府内全域  
大阪府立たまがわ高等支援学校、大阪府立とりかい高等支援学校、  
大阪府立すながわ高等支援学校、大阪府立むらの高等支援学校
- イ 大阪市全域  
大阪府立なにわ高等支援学校

(3) 出願、検査等及び合格者発表の日程

出願	面接・検査	合格者発表
2月15日(月)及び 2月16日(火)	面接 2月22日(月) 検査 2月23日(火)	3月1日(火)

(4) 補充選抜の出願、検査等及び合格者発表の日程

出願	面接・検査	合格者発表
3月23日(水)	3月23日(水)	3月25日(金)

## 2 平成 28 年度大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜

### (1) 出願、面接及び合格者発表の日程

出願	面接	合格者発表
2月15日(月)及び 2月16日(火)	2月22日(月)又は 2月23日(火)	3月1日(火)

### (2) 補充選抜の出願、面接及び合格者発表の日程

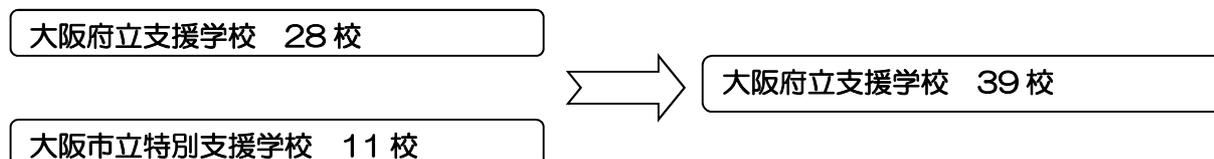
出願	面接	合格者発表
3月23日(水)	3月23日(水)	3月25日(金)

## 3 平成 28 年度大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校・支援学校高等部及び幼稚部入学者決定

### (1) 入学者決定を行う支援学校が 28 校から 39 校へ

平成 27 年度

平成 28 年度



### (2) 出願期間、検査及び入学予定者発表の日程

学校種別	部及び学科	出願期間	検査	入学予定者発表
視覚支援学校	高等部専攻科	1月15日(金)から 1月22日(金)まで (土、日を除く)	2月6日(土)	2月12日(金)
	高等部本科			
	幼稚部			
聴覚支援学校	高等部専攻科	1月29日(金)から 2月5日(金)まで (土、日を除く)	3月16日(水)	3月22日(火)
	高等部本科			
	幼稚部			
支援学校	高等部			